

## 札幌市アイヌ施策推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 アイヌ民族の歴史やアイヌ民族のアイデンティティの源である言語・伝統文化に対する市民の理解を深め、その伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の生活の安定・向上を図ることにより、アイヌ民族の誇りが尊重されるまち実現を目指し、札幌市アイヌ施策推進計画（以下「計画」という。）に基づく施策の推進について検討するため、札幌市アイヌ施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 委員会は、計画に基づく施策の実施状況を検証評価するとともに、必要に応じ、新たな施策又は計画の見直しについて審議する。

### (組織)

第3条 委員会は、10名程度の委員をもって組織する。

- 2 委員は、アイヌ民族関係者、学識経験者、人権擁護関係者、教育関係者、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱された日から3年を経過する日までとする。ただし、委員が辞任した場合又は欠けた場合における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。また、再任を妨げない。

### (委員長)

第4条 委員会の委員の中から、委員の互選により委員長1名を選出する。

- 2 委員長は委員会の会議を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

### (委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時の時間帯の開催を原則とするが、委員の協議により詳細な日時を決定する。
- 3 委員長は、委員の過半数が出席しなければ、委員会の会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要があると認める時には、委員以外の者の意見を聞くことができる。

### (部会)

第6条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に、部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員長が委員会の会議に諮って指名する委員により構成する。

### (謝礼)

第7条 委員会又は部会の会議に出席した委員に対し、日額12,500円の謝礼を支給する。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民まちづくり局長が定める。

附則

この要綱は、平成24年3月13日から施行する。